

映像編集、グラフィックデザイナー、イラストレーターを目指す方を国がサポートします

最大
112万円
給付!!

社会人入学をお考えの方、必見!

専門実践教育訓練給付金制度のお知らせ

専門実践教育訓練給付金制度とは

専門実践教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者だった離職者が、厚生労働大臣の指定を受けた専門的・実践的な教育訓練を自己負担で受講する際に、**教育訓練に支払った経費の50%（年間上限40万円）にあたる給付を最大2年間受けることができます。**

給付の受けられる学科・専攻

デジタルデザイン科/映像編集・ディレクター専攻
グラフィックデザイン科/グラフィックデザイン専攻
漫画クリエイター科/アニメ・ゲーム(イラスト)専攻

給付例

河原デザイン・アート専門学校 デジタルデザイン科(2年制)の場合...

学費 + その他諸費用 で 約 113万円

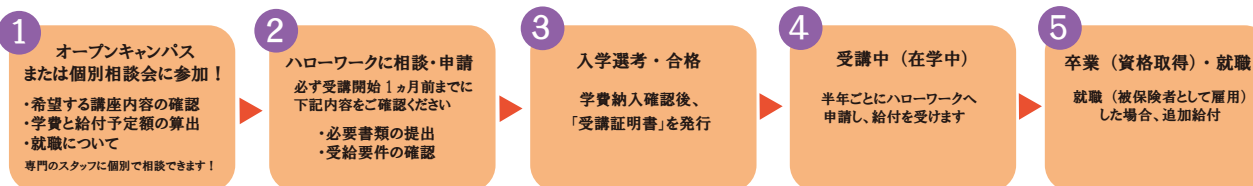
年間約 56.5万円のため年間上限である

約 113万円 × 50% を支給

上限 40万円給付

※卒業後、資格等を取得するとさらに20%の追加支給(年間上限16万円、合計で教育訓練経費の70%相当額、2年制の場合は上限112万円)を受けることもできます。

給付の流れ



給付対象者

※条件を満たしているか、ハローワークにご確認ください。

初めて支給される場合

支給開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

2回目以降、支給される場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

さらに
注目!

受講中の生活費を支援! 教育訓練支援給付金

初めて専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中、失業状態にある場合に支給。※教育訓練支援給付金は、2020年9月30日までの暫定措置です。

支給額

当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に80%の割合を乗じて得た額に、2ヶ月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額を支給します。

支給期間

受講終了まで給付を受けられます。
支給申請の詳細については、お近くのハローワークまでお尋ねください。

